

保育の必要性の確認書類

父母それぞれのものがが必要です。

保護者の状況により、必要な書類が異なります。次の表から該当する書類をご用意ください。

保護者の状況	必要書類
① 就労している場合 (雇用されている場合) ※ 自営業専従者、家族従業者は②	<ul style="list-style-type: none"> ・「就労証明書」(区様式) <ul style="list-style-type: none"> ◇ 勤務先に記載を依頼してください。 ◇ 就労内定の場合は、就労開始後に、1か月分以上の実績がわかる書類(給与明細書の写し等)の提出が必要です。
② 就労している場合 (役員、 自営業主(フリーランス誌)、 自営業専従者、 家族従業者 (親族経営の会社等で勤務)、 業務委託の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・「就労証明書」(区様式) ・資格を示す書類(開業届、履歴事項全部証明書、営業許可書の写し等) ・仕事の内容、仕事量がわかる書類(パンフレット、会社のホームページ、受注票、契約書、請求書の写し等) ・仕事の実績がわかる書類(源泉徴収票、就労者の確定申告書(控)の写し等(起業直後でいずれも提出ができない場合は、直近2か月分の売上げがわかる書類、給与明細書等))
③ 求職活動をしている 場合(起業準備を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・「求職活動に関する申告書」(区様式) ・求職活動の状況がわかる書類(ハローワークカード、派遣登録証、求人サイトの会員情報のページの写し等)
④ 出産前後である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「母子健康手帳」の写し(表紙と出産予定日のページ)
⑤ 疾病・負傷の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「診断書(保護者用)」(区様式)
⑥ 心身の障害がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「身体障害者手帳」、「療育手帳(愛の手帳)」、「精神障害者保健福祉手帳」の写し
⑦ 同居親族の介護・看護 をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護・看護に関する申告書」(区様式) ・「診断書(介護・看護要件用)」(区様式) ・介護・看護が必要な状況がわかる書類 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 手帳(身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの場合は、手帳の写しをご提出ください。 ◇ 介護認定を受けている場合は、「介護保険被保険者証」の写し、「ケアプラン(介護サービス計画書)」の写しをご提出ください。
⑧ 就学している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「在学証明書」 ・時間割表(カリキュラム表) ・学校のパンフレット等

令和7年度、令和8年度税額確認書類

父母それぞれのものがが必要です。

以下の場合、提出を省略できます。

(1) きょうだいについて、令和7年度の助成金申請で既に税額確認書類を提出している場合

(2) 令和7年1月1日現在、新宿区外が住所登録地だった方のうち、令和7年度の助成金申請時に令和7年度税額確認書類を提出した場合